

第 37 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年6月27日(火) 午後 3時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 43分
開催場所	桐生市勤労福祉会館 第一会議室(3階)
出席委員	<p>22名</p> <p>1番 星野昭彦 3番 坂本久美子</p> <p>4番 富田正次郎 6番 津久井善友</p> <p>7番 山形隆 8番 山形栄子 9番 井田秋雄</p> <p>10番 矢内鉄男 11番 川口賢一</p> <p>13番 峯岸英司 14番 今泉芳雄</p> <p>1番 中村耕一郎 2番 杉戸恵司</p> <p>4番 金子博一 5番 太田亮一 6番 鶴谷隆</p> <p>7番 高沢良満 8番 桑原治二郎 9番 英木章</p> <p>10番 山形ちづ代 11番 攪上義弘 12番 深澤憲司</p> <p>[遅刻委員]</p> <p>[中座委員]</p> <p>[早退委員]</p>
欠席委員	<p>2番 中島篤 12番 新井隆</p> <p>3番 新井茂夫</p>
議事参与	<p>4名</p> <p>次長 今泉勝浩</p> <p>係長 栗原理笑子</p> <p>主査 春原純子</p> <p>主査 鳥井貴史</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第164号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 1件</p> <p>第165号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 2件</p> <p>第166号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 3件</p> <p>日程第4 第167号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について 委員会処分 2件</p> <p>日程第5 第168号議案 農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定について</p> <p>第169号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等について</p> <p>日程第5 報告第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>報告第72号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第37回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員11名、推進委員11名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、10番矢内委員及び11番川口委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第164号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

受付番号5番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

続きまして、この件について6月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

13番農業委員

はい。

議 長

はい。13番峯岸委員。

13番農業委員

13番峯岸でございます。26日に事務局2名と1番中村推進委員とで現地調査に行つてまいりました。164号議案の5番につきましては、ここは山上城跡公園の東側にあたりまして、道を挟んで自宅とハウスの間のところにありますので、何ら問題はないかと思えます。よろしくご審議のほどお願ひします。

議 長

はい。以上、事務局ならびに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明等がございましたら、お願ひをいたします。ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第164号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第164議案は許可相当として承認されました。

続きまして第165号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

受付番号1番、2番の立地基準につきましては、生産性の低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定につきましては、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、受付番号1番、2番について、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について6月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査委員の結果についてご報告をお願いいたします。

13番農業委員

はい。

議長

はい。13番峯岸委員。

13番農業委員

はい。165号議案の1番でございますけれども、赤城カントリーとロマンドの間でございます。ここは申請者が相続で受け継いだ土地ということで、宅地の裏側の土地に納屋が建っております。地目がまだ農地として残っている状態だということで、始末書が添付されておりますのでよろしいかと思えます。それから2番でございますけれども、黒保根上田沢にありまして、ここは昔は集落があったようなんですけれども、今は誰も住んでいないような場所で

して、裏面の地図を見ていただくと分かるんですけども、申請地の北側に地図には表記されていない住宅がございまして、申請地は草が生えている状態で作物もいくらか植えてありましたが、ここは倉庫として使用するという事なので問題はないかと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 以上、事務局ならびに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明等がございましたら、お願いいたします。

7番推進委員 はい。

議 長 はい。7番高沢推進委員。

7番推進委員 7番推進委員高沢です。この地域には家が4件ほどございますが、この地区にはもう誰も住んでおりません。今は誰も入っていかないような場所です。以上です。

議 長 ほかにありますか。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番矢内委員。

10番農業委員 ここの場所は高沢さんの家より奥に行った場所なんですか。

7番推進委員 そうです。

10番農業委員 分かりました。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに。

(なしの声)

なければ終結し、採決に移ります。

では第165号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第165号議案は許可相当として承認されました。

続きまして日程第3 第166号議案「農地法第5条の規定による許可申請」につきまして、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

受付番号5番、6番までの立地基準につきましては、生産性の低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号7番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定につきましては、いずれもより適した代替地を探すのは困難とされますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上5番から7番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい。続きまして、この件について6月26日に現地調査を実施しておりますので現地調査の結果につきまして、現地調査委員の方のご報告をお願いいたします。

1番推進委員 はい。

議長 はい。1番中村委員。

1番推進委員 1番推進委員中村です。26日に事務局2名と峯岸委員と4名で現地調査に行っていました。番号5番ですけれども、桐生が岡公園の駐車場のすぐ北側なんですけれども、譲渡人の父親がナラの木を植えたみたいで、譲受人は家具などの製造もしているらしいので、問題ないかなと思います。番号6番ですけれども、成田山赤城寺の南にありまして、申請者の実家の横に家を建てるとのことなので、こちらも問題ないかなと思います。番号7番ですけれども、場所は八幡の信号を北へ上がって行って、桐原の信号に着くまでの間なんですけれども、申請地の東側がもうすぐみどり市というような所がございます。隣の宅地と一体利用ということなので問題ないかなと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 以上事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明等がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決します。

第166号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、3件ございますが、本件を許可相当として、承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第166号議案は許可相当として承認をされました。

続きまして日程第4 第167号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

所有権移転総括表1番の件について、説明させていただきます。

本件は平成29年6月1日より利用権で10年間の賃貸借権の設定を個人である被設定人と土地所有者である設定人が行っていましたが、この度設定人から申請地を譲りたいとの申し出があったため申請をするものです。

なお、平成29年の利用権設定後に被設定人が法人を設立したため、今回は法人で取得をしたいとのことです。

以上、利用権設定総括表1番及び所有権移転総括表1番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について6月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

1番推進委員

はい。

議長

はい。1番中村推進委員。

1番推進委員

1番推進委員中村です。利用権設定ですが、場所は新川の八幡の信号の北側なんですけど、貸し手が今までねぎを耕作しておりましたが、連作病になってしまうということだったので、借り手に貸したようです。現状はナスがきれいに作付けされておりましたので問題はないかと思えます。次に所有権移転ですが、場所は山上城跡公園の北側にあたりまして、以前より移転者が米を耕作しているということなので、現状もきれいになっていましたので何ら問題はないかなと思えます。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はございませんか。

じゃあ私からひとつよろしいでしょうか。面積が約1反4畝ということですが、これまで農業委員会に出てきた審議案件のなかで一番土地の単価が低いような気がするんですけども、こういうものには何か基準があるんですか。

事務局

はい。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

はい。土地の単価の基準はありません。売り手と買い手の話し合いで金額が決まってくる形となります。以上です。

議 長

はい。ほかに何かありますか。

(なしの声)

なければ採決に移ります。

第167号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問」について、2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第167号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 第168号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定」について、議題といたしますが、農地利用最適化推進委員については農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室していただきます。

それでは、退席をお願いします。

(推進委員 退席)

それでは、事務局より説明願います。

事 務 局

(議案書を朗読)

以上、「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

10番農業委員

前回も事前にこんなことやってましたかね。

議 長

基本的には7月20日になれば我々が市長から農業委員として委嘱状をいただくと。その後農業委員の互選によって会長が決まれば、会長から推進委員に委嘱状が渡されるというような流れになることを頭

に入れておいてもらって、みなさんにご審議をお願いするという形でやっております。

13番農業委員
議長

今度委員を辞める人も審議して問題ないのでしょうか。
現在任期中の委員において決定するという事で理解していただきたいと思います。他にご質問はございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第168号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定」について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第168号議案の案件については承認されました。
それでは、議事参与の制限によりの退席されていた委員の入室を求めます。

(12名の委員 入室)

対象である12名の委員へご報告いたします。
本件については、お配りした資料のとおり農地利用最適化推進委員に委嘱すべき者として決定されました。お名前を申し上げます。第一区域、大澤隆様、木村聡様、丹羽康博様。第二区域、新井茂夫様、太田亮一様、小菅雄一郎様、齊藤克代様、中村耕一郎様。第三区域、荻原完一様、金子博一様、高沢良満様、深澤憲司様。以上でございます。

日程第5 第169号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案書を朗読)

以上、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

以上、事務局より説明がございました。
これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第169号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第169号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第6 報告第71号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について事務局より説明願います。

事務局

報告第71号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については2件ございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

議長

はい。ただいま事務局から説明がございました。

ただいまの報告第71号について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声)

続きまして、報告第72号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」につきまして、事務局より説明願います。

事務局

報告第72号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については3件ございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

はい。以上事務局から説明がございました。

ただいまの報告第72号について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 4 3 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 0 番

1 1 番
